

レンタカーご利用のご案内（貸渡約款細則）

丹後橋立交通株式会社（以下、「当社」という）は、レンタカー貸渡約款（以下「約款」という）第40条に基づき細則として、本細則を定めます。

借受人（貸渡契約の申し込みをしようとする者）及び運転者（以下各々「借受人」「運転者」という）は、本細則の内容を承諾し、これに同意するものとします。

1. 予約の方法

当社の営業所窓口、若しくは電話にて予約の申込みを行うものとします。（受付時間8:00～17:00）

2. 基本料金（消費税込み）

車種	乗車人数	初日基本料金 (24時間以内)	以降基本料金
マイクロバス	24人乗り	35,200円	33,000円
マイクロバス	29人乗り	35,200円	33,000円
ハイエース・ワゴン	10人乗り	24,200円	22,000円
ハイエース・バン	2人乗り	11,000円	11,000円

3. 予約申込金

- ・契約内容等により上記の基本料金の全額、もしくは半額程度を申し受けます。
- ・申込金につきましてはご精算時に相殺することとし、キャンセル等が発生した場合も同様とします。

4. 予約取消手数料（キャンセル料）および違約金

当日キャンセル	基本料金の50%
貸出日の前日～2日前	基本料金の30%
貸出日の3日前～6日前	基本料金の20%
貸出日の7日前	無料

- ・予約時間を一時間以上過ぎて、ご連絡がない場合は予約取消したものとみなします。
- ・当社の都合で予約が取り消されたとき、または貸渡契約が締結されなかったときは、予約取消手数料と同額の違約金をお支払い致します。

5. 借受期間の変更

1. 借受人は、借受期間を延長しようとするときは、①あらかじめ当社に連絡し当社の承諾を受け、かつ②延長した借受期間に対応する貸渡料金を延長日前日まで前納するものとします。
2. 借受人は前項の期限まで貸渡料金を支払わない場合、レンタカーを直ちに当社に返還する義務を負います。借受人は前項の場合、当社がレンタカーを引き上げることをあらかじめ同意します。

6. 保険・補償内容

区分	補償内容	免責金額
対人補償	1名につき無制限（自賠責含む）	なし
対物補償	1事故につき無制限	なし
人身傷害補償	1名につき2億円まで	なし
車両補償	1事故につき300万円まで	1事故につき5万円

1. 借受人又は運転者は、事故等（野生動物との接触・衝突事故、当事者不明のあて逃げ事故等を含む）により、借受人の責に帰すべき事由により借受車両（付属品を含む）に損害を与えた場合、以下の通り免責料を当社に支払うものとします。

レンタカーご利用のご案内（貸渡約款細則）

車両損害に係る免責料：1事故につき50,000円

但し、修理代等が50,000円を下回る場合は実費とします。

2. 借受人又は運転者の責に帰すべき事由により借受車両に損傷等の損害が生じ、修理等が必要となった場合、本条第1項に定める金額とは別に、その損害の程度や修理期間に応じて、営業不能期間中の補償（休業補償）として、借受人は以下の金額を当社に支払うものとします。

休業補償額：基本料金（税込み）×休業日数分（最大3日分まで）

7. 貸渡し

1. ご用意いただくもの
運転される方全員の運転免許証をご提示下さい。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる、日本国内で有効なものがが必要です。尚、国際運転免許証を所持される場合、貸渡しをお断りする場合があります。
2. ご確認事項
・お客さまの安全を確保するために、シートベルト数以上の人数のご乗車はできません。マイクロバス、バンの一部でシートベルトがない座席へのご乗車は控えて下さい。
・貸渡時にご利用状況の確認と安全運転のアドバイスをさせていただきます。
・「初心者マーク」や「高齢運転者マーク」の提示が必要な方は、対象マークを表示して運転して下さい。
・貸渡期間中は必ずレンタカー契約書（貸渡証）を携帯して下さい。
・貸渡期間中の保管場所の確保、日常点検整備等を含む貸渡車両の管理者はお客様となります。
3. お支払い方法
貸渡料金は、原則として前納制とします。お支払い方法は、銀行送金（送金手数料はお客様負担です。）、および現金のみとし、クレジットカード、電子マネー等のご利用いただけません。
4. お客様駐車場
貸渡に際し、お客様のお車でご来店された場合は、弊社が指定する駐車位置に駐車願います。

8. ご利用中

1. 違法駐車をしたときの反則金納付義務
レンタカーをご利用中に放置駐車違反があった場合、お客さまの責任において、その地域を管轄する警察署に出頭して所定の手続きを完了し、直ちに反則金の納付を完了して下さい。ご返却時に交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書をご提示頂きます。ご提示頂けない場合（反則金の納付が確認できない場合）は、次の金額（駐車違反違約金）をお預かり致します。
 1. 放置違反金相当額
 2. 駐車違反違約金30,000円
 3. 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取等に要した費用
2. 事故が発生した場合
万一、事故が発生した際には直ちに運転を中止し、必ず以下の手順の対応を行って下さい。
 1. 負傷者の救護
 2. 警察への通報と届出
 3. 当社への報告
3. その他の禁止行為
以下の行為が発覚した場合、修繕費、クリーニング代等実費及び休車補償費（基本料金×休車日数）をお支払い頂きます。
 1. レンタカー内での飲食
 2. レンタカー内での喫煙
 3. ケージに入っていないペットの乗車
 4. 車中泊
 5. その他、著しい汚損または臭気等でレンタカーを使用できなくなる行為
4. レンタカー付属品の取扱いについて
返却時までにレンタカーの鍵、その他付属品を破損、紛失した場合は、一切の費用を請求します。

9. ご返却

1. 超過料金

レンタカーご利用のご案内（貸渡約款細則）

ご予約を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前に当社へご連絡頂き必ず承認を得て下さい。尚、その場合は、超過料金を返却時にお支払い頂きます。

超過料金	基本料金×150%×日数
------	--------------

2. 中途解約手数料

予定を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は、事前に当社へ連絡を頂き承認を受けて下さい。未利用時間の貸渡料金は返金しますが別途中途解約手数料を申し受けます。尚、未利用時間の計算は1日単位での計算となりますが、保険料等その他費用についての返金はしません。

中途解約手数料	(貸渡契約期間の基本料金－貸渡から返却までの基本料金) × 50%
---------	-----------------------------------

3. 燃料

燃料は満タンの状態でご出発頂きます。返却時はお客様にて満タンで返却下さい。尚、満タンで返却できない場合は、燃料計の残量に応じて下記の代金を申し受けます。

メーター残量	“満”を下回り1/2以上：一律5,500円（税込み） 1/2を下回り“E”まで：一律11,000円（税込み）
--------	---

4. レンタカーの返還場所

1. レンタカーの返還は、契約しました返還場所に期間内に返還するものとします。
2. 当社の承諾を受けることなく契約しました返還場所以外の場所にレンタカーを返還した場合は、以下に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約金料	必要となる回送費用×300%
------------	----------------

2024年4月1日施行
2025年3月25日改定
2025年7月1日改定
2026年5月1日改定
2026年9月1日改定

（連絡先）

丹後橋立交通株式会社 TEL：0772-68-0670
営業時間 平日・土曜日 8:30～17:30

■緊急時連絡先（24時間対応）

三井住友海上火災保険株式会社
事故受付センター：0120-258-365
おクルマQQ隊：0120-096-991